

EPARK メディア特別プランに関する特約

EPARK メディア特別プランに関する特約（以下「本規定」といいます。）は、申込書に記載の申込者（以下「利用者」といいます。）が株式会社 EPARK リラク&エステ（以下「当社」といいます。）に対して、当社の提供する「EPARK メディア」（以下「本サービス」といいます。）の申込みを行い、かつ、当社の提供する「ゴールドプラン」又は「リッチプラン」（以下「オプションサービス」といいます。）にお申し込みを頂く場合に、適用されるものとします。なお、オプションサービスの申し込みは本サービスの申し込みを必須とします。

1. 当社は利用者に対して、EPARK メディア掲載サービス利用規約（以下「原規約」といいます。）の定めに関わらず、オプションサービスの利用料金として申込書に記載の金額を請求します。
2. 原規約の定めに関わらず、オプションサービスの契約期間は、当社の利用者に対するオプションサービスに関するトレーニングが完了した日の属する月から申込書に記載の期間とします。なお、利用者から当社に対し、解約申告期間に当社の PeakManager サポートまでオプションサービスに関する契約を解約する旨の連絡がない場合には、オプションサービスに関する契約は12カ月の期間をもって自動的に更新されます。なお、解約申告期間は契約期間が満了する月の前月の1日から末日までとします。

<解約申告期間早見表>

契約満了月	1月	2月	3月	4月
解約申告期間	前年12/1~12/31	1/1~1/31	2/1~2月末日	3/1~3/31
契約満了月	5月	6月	7月	8月
解約申告期間	4/1~4/30	5/1~5/31	6/1~6/30	7/1~7/31
契約満了月	9月	10月	11月	12月
解約申告期間	8/1~8/31	9/1~9/30	10/1~10/31	11/1~11/30

<PeakManager サポート>

電話番号：0120-206-460

電話受付時間：平日10:00~18:00

休業日：土曜・日曜・祝日・年末年始3. オプションサービスの有効期間中においては、本サービスに基づく送客手数料について、申込書に記載の金額を値引くものとします。

4. 原規約に基づく本サービスに関する契約が解約された場合、オプションサービスに関する契約も自動的に解約されるものとします。
5. 事由の如何にかかわらず、オプションサービスに関する契約が第2項に定める契約期間中に終了した場合、当社は利用者に対して違約金として契約期間の残月数にオプションサービスの利用料金を乗じた金額を違約金として請求するものとし、利用者は当社に対して当該違約金を支払うものとします。

6. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他利用者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき本サービス利用者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
7. 本規定が原規約に記載された事項に抵触する場合は、本規定が優先されるものとし、本規定に定めのない事項は、原規約に記載された事項に従うものとします

株式会社 EPARK リラク&エステ

制定日：2017年6月1日

改定日：2018年4月13日

改定日：2021年5月28日

改定日：2024年12月1日